

参議院法務委員会會議録第十八号

昭和三十一年四月二十六日(木曜日)
午前十一時五十八分開会

委員の異動

四月二十五日委員上原正吉君辞任につき、その補欠として郡祐一君を議長において指名した。

本日委員郡祐一君及び亀田得治君辞任につき、その補欠として上原正吉君及び木下源吾君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

委員

国務大臣

法務大臣

政府委員

事務局側

常任委員
会専門員

西村 高兄君

法務大臣官
房総務部長

法務大臣官
房調査課長

法務省入国
管理局長

竹内 壽平君

位野木益雄君

内田 藤雄君

小松 定吉君

小林 亦治君

宮城タマヨ君

小柳 牧衛君

中山 壽彦君

赤松 常子君

中山 福藏君

羽仁 五郎君

市川 房枝君

牧野 良三君

政府委員

法務大臣官
房総務部長

法務大臣官
房調査課長

法務省入国
管理局長

竹内 壽平君

位野木益雄君

内田 藤雄君

西村 高兄君

常任委員

会専門員

西村 高兄君

法務大臣官
房総務部長

法務大臣官
房調査課長

法務省入国
管理局長

○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員派遣承認要求の件

○公述人の選定に関する件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件

(大阪拘置所移築問題に関する件)

(監獄法改正に関する件)

(人権擁護に関する件)

(売春対策に関する件)

○理事(小林亦治君) ただいまより法務委員会を開会いたします。

議事に入る前に、委員の変更について御報告申し上げます。

四月二十五日付上原正吉君が辞任されまして、郡祐一君がその補欠として選任されました。また本二十六日付で郡祐一君、亀田得治君が辞任されまして、上原正吉君、木下源吾君が、それぞれ補欠として選任されました。

以上御報告いたします。

○理事(小林亦治君) それから長らく御病氣でお休みになっておられた法務大臣がきょうお見えになりましたので、皆様にごあいさつなさるそうでございます。どうぞ一つ、(拍手)

○国務大臣(牧野良三君) ごあいさつを申し上げます。私不慮の病氣にかかりまして、長い間欠席いたして、皆様方の重要な国務を妨げをいたしました。まことに申しわけなく思います。

幸い健康を回復いたしましたして、本日から続けて出勤いたします。よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○理事(小林亦治君) 続いて本日の委員長理事打合会の経過について御報告いたします。

まずかねての京都の事件——これは思想調査の事件——を協議いたしましたところ、関係者を喚問するか、あるいは委員会の人選をいたしまして、現地に乗り込んで、詳しく調べるかということについて……

○一松定吉君 思想調査は何ですか。間違つた起訴の問題……

○理事(小林亦治君) いや五番町事件です。委員会の人選をいたしまして、大体八日、九日、この両日現地に参りまして、調査するという事に相なりました。人選については委員長に一任ということになりましたので、これは後刻あらためてお諮りします。

それから次はこの思想調査なんです。京都府宇治の地方事務所の事件であります。これは前委員の井上さんから強い御要請がありました。理事会の考えでは、関連的な管轄は法務委員会にありますが、これは地方行政の問題であります。むしろその方で調査あるいは究明した方がより適当ではないかということ、一応保留のような形をとっております。以上でございます。

○理事(小林亦治君) 次に、外国人登録法の一部を改正する法案を議題に供します。

本案につきまして御質疑のあり方は御発言を願います。

○羽仁五郎君 本案につきまして、法相が幸いにして健康を回復せられましたので御出席下さいましたので、一言法相の御意見を伺っておきたいと思ひます。

○一松定吉君 ちょっと議事進行について。宮城委員が急な用事で外へ出なければならぬと言っておりますが、出ると委員が減つて定足数を欠くので、一つこの方を先にして、そのあとで御質問していただくのとゆくりでございます。

○理事(小林亦治君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(小林亦治君) 御質疑がなければ本案に対する質疑は終了したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のあり方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○羽仁五郎君 私は本案に反対するものでございます。

新しい日本が國際的に古い日本と全く違つた民主的な日本であることを認識せられるためには、私は、日本は格段の努力をする必要があると確信をしております。昨年末、日本の國際連合加盟の際に、これを積極的に支持する國が一つもなかったということは、われわれ國民として、ことに立法者として深く考えなければならぬことがそこにあると思ひます。

さて本案は、第一には占領時代における占領軍の政策を受け継いでいる面があまりに多いのであります。第二には、本案及びその基礎となつております本法は、アメリカで現在まで行われておりますマッカラン・ウォルター・エミグレーション・アクトというものを受け継いでいる点が多に多い。極端であります。マッカラン・ウォルター・エミグレーション・アクトは、昨年ゼネバにおける巨頭会議の際にも、高いレベルにおいて問題になり、アイゼンハワーがアメリカに帰られて、こういう外國人に対して指紋を強制しているような法律を行なつてゐる國は今日文明國にはありません、特殊の植民地であるとか、あるいはアジアないし南米など、特に移民の問題についてそれぞれの事情のありになる國は別といたしまして、ヨーロッパにおいてこういう指紋強制を行なつてゐる所は一つもない、これはアメリカの國際的な名声を低くするものであり、早晩これに対する改正が行われなければならぬということが、高いレベルにおいて論ぜられ、かつまたマンチェスター・ガーディアンその他の國際的な言論の上でも指摘されてゐるのであります。こういうような点から、まず、全般的に日本が外國人登録に非常に嚴重な制限を設け、ああいう指紋の強制を行なつてゐるというふうな状態を今日以上に続けて行くべきでないのではありません。もちろん日本にも特殊な事情がございますが、この特殊な事情とい

うのは、日本が過去において朝鮮を植民地とし、朝鮮の方々を日本国民として強制的に取り扱い、従って、これらの方々は、朝鮮には現在生活の根拠というものが全くなく、日本に生活の根拠があった、日本に長年おられた方々でございます。従って、講和発効の際に、これらの方々を外国人として取り扱う際に、いやくも人情に反し、人権をじゅうりんするような措置は決してなさないという事は、当時の外務大臣がわれわれに向って誓約せられたところでもあります。しかし、不幸にして今日まで正常なる外交関係が回復せられないために、決していわゆるクリミナルな密入国というものではない、あるいはこれらに家族がある、その家族と合体せたいという人情及び愛情の点から、外交関係がないために、成規の手続を経ないで入国せられるものを密入国というように言って、あたかも犯罪行為であるかのごとく扱っておるということは、まことに悲しむべき状況であります。かつまた、日本におられる、ことに朝鮮の方々が非常に多いために、それについて幾分いわゆる取締りの面で不便を感じられていることはわれわれも察するのであります。要するに、本法並びにそれに対するたゞいま議題となっておりまして改正法律案というものは、取締りの便宜を主にし、そして国際感情並びに人権の尊重というものをあと回しにして、敗戦前の警察國家の伝統というものの上に立っている。取締りの面で便利であるならば、国際感情を害し、人権を圧迫するということをやってもよろしいのだという考えに立っておられる点

が、私はこの改正案に対しても反対せずを得ない理由でございます。幸いにして、政府も幾分これらの点を反省せられて、最近においては警察國家的な方法というものから次第に脱却せられて、国際友好の精神並びに人権尊重という精神の上に立たれ、今回改正案を提出せられ、従来二年ごとに登録を更新していたものを二年にするとか、その他多少手続を簡易にせられたことは、私も認めるにやぶさかではないのであります。が、何ゆえにさらに英断をふるって、もっと根本的な解決をやり、多少の警察取締りの不便は忍んでも、指紋を外国人に強制するというようなことをおやめにならないか。しかも、日本は朝鮮の方々が日本におられるという問題だけを眼前に見ておるべきではありません。観光の面においても多くの外国の方に来ていただきたいことであるし、また、学術文化の交流の面においても、優秀な学者、芸術家に日本に長く滞在をせられることが望ましいのであります。日本に十数年にわたって滞在し、日本の芸術に貢献しておられるマンフレッド・グルリッド教授のような芸術家に対して指紋をとって不快なる感情を与えているということは、私は個人としても絶えずこれらの学者、芸術家に対して、日本の国のレベルが依然として低いことをおわびを、しなくてはならないような状態であり、まことに汗顔の至りであります。どうか政府は、たゞいま議題になっておりますような改正にとどまらず、さらに根本的に思いをいたして、眼前区々たる取締りの便宜というようなものに拘泥して警察國家の疑いを受けられないようなことを脱却せられて、国際友

好の精神並びに人権尊重の精神に立つて、本法を根本的に改正せられることを強く要望して、この中途半端な情ない改正案に対しては反対をいたすものでございます。

○理事(小林亦治君) ほかには御意見がなければ討論は終局したものと認めます。

これより採決を行います。外国人登録法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(小林亦治君) 多数でございます。よって、本案は多数をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四条により本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他の手続につきましては、慣例により委員長にこれを御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(小林亦治君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

宮城タマヨ 市川 房枝
赤松 常子 中山 福藏
中山 壽彦 小柳 牧衛
一松 定吉

○理事(小林亦治君) 次に訴訟費用等

臨時措置法の一部を改正する法律案を議題に供します。

御質疑のおありの方は御発言を願います。御質疑はございませんか。――なければ質疑は終了したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見がなければ討論は終了したものと認めます。

これより採決を行います。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(小林亦治君) 多数でございます。よって本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他の手続につきましては、慣例により委員長にこれを御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(小林亦治君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

なお、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

宮城タマヨ 赤松 常子
市川 房枝 中山 福藏
中山 壽彦 小柳 牧衛
一松 定吉

○理事(小林亦治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(小林亦治君) 速記を始めて。次にお諮りいたします。京都市における傷害事件に対する調査のため委員の派遣を行いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(小林亦治君) 御異議ないと認めます。つきましては、本院規則第八十条の二により委員派遣承認要求書を議長に出さなければならぬことになつておりますので、その内容及び手続等につきましてはこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(小林亦治君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

○理事(小林亦治君) それから刑法等の一部を改正する法律案に対する公述人の確定名簿ができました、かねて大体のメンバーの御承認を願ったのでありますが、御都合の悪い方が五、六名ございまして、従いまして一番最初のメンバーから差しかえたのがございまして、この確定名簿を今のために申し上げておきます。最高裁判所判事垂水克己さん、それから最高検察庁検事安平政吉さん、弁護士の小野清一郎さん、東大教授花山信勝さん、それから日本キリスト教協議会議長小崎道雄さん、広島大学教授長田新さん、弁護士の磯部常吉さん、評論家の中島健蔵さん、東北大学教授の木村龜二さん、弁護士の正木亮さん、奈良少年刑務所所長玉井策郎さん、日本医大事務総長の河野勝

齊さん、東京歯科医大の古畑種基さん、東大教授の吉益脩夫さん、弁護士の渡辺道子さん同じく弁護士の島田武夫さん、以上でございます。なお予定通りこれからの方々の日程は、五月の十日それから十一日、この両日になっておりますので御報告申し上げておきます。

○理事(小林亦治君) 次に検察及び裁判の運営等に関する調査を議題に供します。大阪拘置所の移築問題に関する件について御質疑のおありの方の御発言を願います。

○一松定吉君 法務大臣にお尋ねいたしますが、かねて法務省で所有しております大阪北区北錦町一番地の土地と今回移築場所として法務省が予定しております都島区友洲町の土地と、承わたるところによると、すでに両り交換済みで登記まで済んだということとを聞きまして、果たしてさような事実がございませうか。これをまず伺います。

○国務大臣(牧野良三君) 政府委員より詳細申し上げます。

○政府委員(竹内壽平君) お答え申し上げます。交換の手続は進行いたしておりましたが、契約をすでに締結いたしておりましたが、登記手続はまだ終局いたしておりません。

○一松定吉君 その両方の土地に対する契約という点については、価格の点はどうなっておりますか。

○政府委員(竹内壽平君) 交換をしよとする土地が、一松委員からお話のございました北區北錦町天満橋筋所在の土地でございます。その坪数は一万一千九百二十二坪二合一勺でございます。これに對しまして交換の受地、交換をしよとする対象の土地は都島区善源寺町、それから友洲町にございまして一坪の工場敷地でございまして、その総坪数は一万九千七百七十六坪七合二勺でございます。さらにこの交換受地に所在いたしますれんが作りのかわらぶき平屋建て等十二建物がございます。たくさん建物がありますが、そのうちの、今申しました十二の建物につきまして、前の天満の敷地と一括いたしまして交換することになっております。

○一松定吉君 その値段を一つ言つて下さい。北錦町は、値段の合計が幾ら、それから交換受け入れ土地の都島の土地、都島の土地と申し上げてよろしいですか。

○政府委員(竹内壽平君) 簡略に天満の土地、都島の土地と申し上げてよろしいでございます。

○一松定吉君 よろしい。

○政府委員(竹内壽平君) 天満の土地につきましましては、土地によりまして単価が異なっておりますが、合計いたしまして一億四千六百四十四万四千五百円になります。それに対して、都島の土地の評価が一億一千五百六十三万二千二百円、それから建物の評価が二千五百八十八万六千二百二十五円、土地と建物の合計が一億四千九百六十九万五千五百四十五円でございます。

○一松定吉君 法務大臣にお伺いいたしますが、この問題につきましましては、いろいろ悪い噂が飛んでおったのでありますが、私どもは、まさかそういうことはあるまいと思つておったところ、このたび都島の反対の立場におります山野という委員長から、私どもの手元に送つてきました土地の価格についての鑑定があるわけですが、それによりまして、法務省の持つてお

りましたいわゆる北錦町の土地は二億三千六百二十七万四千六十円、一坪当たりが二万二千円、それから法務省が今度受け入れた土地は、一坪が五千五百円、合計が一億五千四百七十七万一千九百六十円、その値段の差額は一億三千四百十万円というものが天満の土地が値段が高い。ちょうど倍以上高い。これは大阪の不動産鑑定協会という協会の鑑定人、合計十二名が寄つて、合同して鑑定した事実であります。この不動産鑑定協会は、裁判所、裁判外のすべての鑑定を引き受ける団体でありまして、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所、大阪家庭裁判所、大阪各簡易裁判所からの鑑定を引き受けており、また行政官庁からの鑑定を引き受けておる大阪で最も權威のある鑑定協会、その鑑定協会の鑑定によると、法務省の持つておいた土地が二億三千六百万円、今度もらった土地が一億五千五百万円、ちょうど一億何千万円という損をして、高い土地を延原にやり、非常に安い、その半分の値のものを法務省が取つたといふことになる。こういうことははなはだ不当なやり方であつて、今日國家の土地や財産が不当に処分されるということが問題になっておるとき、こういうようなことで延原をして一億何千万円ももうけさせるといふような結果を見るというふうなことの裏面に、いろいろ悪い噂が飛ぶんです。このことを一つ法務大臣に責任をもつて御調査をお願いいたします。そして、もし御調査の結果がこういうことであるならば、これははなはだ不都合でありますから、こういう点に向つて相當の責任をとつてもらなければならぬ人があらうと思つて、でございますから、これを私は

きよは法務大臣にお願いをしておきます。それが一つ。

それから、いま一つここに大阪拘置所移築誘致についての陳情書というものが、船谷吉之助ほか四十三名の地主が連名して、どうか私の方にその拘置所を移転して下さいという、地主が連名して、移転についての請願書が出ておる。こういうふうなことは法務大臣の手元にいつておりましたかと思ひますが、こういうふうな事柄について、法務大臣はこれを一つ調査してみたい。ただ必要があると思ひますから、これを一つ至急に御調査をお願いいたします。そのことについて法務大臣の御意見を承りたい。御参考のために、この請願書に關係する土地の価格の鑑定書の写しがありますから、これをお手元に出しておきますから、これを基本にしたい。ただきたい。それから拘置所移転に關する陳情書が出ております。これは拘置所を私の方へ持つてきて下さいといふ地主が四十三名連名して法務委員に會に出ておる。これも一つ御参考のために差し上げておきます。この二つを次回までに御調査をお願いいたします。

○国務大臣(牧野良三君) ただいま一松委員より重大なる御質疑を受けました。さういふ事実があつてはならない。ことに第一の事実につきましましては、近畿財務局をして厳密なる調査をさせて評価をさせる、そういう手続のもとに行なつたという報告を受けております。しかしながら事実においてその金額は容易ならぬ差額でありまして、お言葉に従ひまして、必ず厳密に調査をいたしまして、第一の事実も第二の事実も、調査の上、次回委員会において確たる御答弁をいたしたいと存じます。

○一松定吉君 それから、いま一つ尋ねますが、今一億三千万円も地主にもうけさせたといふ鑑定の結果、これをこの場所に移転するといふことになりますと、結局國家が一つの拘置所移転について地主に不当に一億三千万円ももうけさせたことになるということ、これはまあ結果からで、法務大臣の御意見もあらうかと思ひますが、都島の区民九万何千人が全部一人残らずこれを反対しておる。一面にはどうか私の方に拘置所を誘致して下さいといふ地主が四十何名か連名でお願いしておるといふようなこの事実に即しまして、法務大臣にさらに御検討をお願いする必要があると思ひますから、その点も一つ御検討をお願いしておきたい。このことを要求しておきます。

○国務大臣(牧野良三君) ただいまの御意見を尊重いたしまして、さらに慎重なる調査を遂げたいと存じます。

○理事(小林亦治君) 速記をとめて下さい。

○理事(小林亦治君) 速記を起して。

○羽仁五郎君 大臣が御健康を回復していただくことを心から希望いたします。

で、はなはだ恐縮であります。久しぶりにお見えになりましたので、三點簡單に伺つていただきたいと思います。

第一は、いつもお顔を拝見するたびに申し上げるのでも心苦しいのでもございしますが、実は大臣御病氣になりました間、非常に不安を感じました。氣持も御了察下さいまして、監獄法の改正と乗せていただくといふふうにお願

いをいたす次第であります。これはあなたのような最高権威が格段の御尽力をいただけなければ、チャンスは去ったかなかなかたとは得られないと思ひます。またその当局者はいろいろな点を苦勞されておることはよく私も了解はいたしますが、しかしそういうさまつなことに手をかけて時間を延ばしておられることが、多数の方々の人権を不当にじゅうりんしているという点から、實際一刻も早いことを希望いたします。

続けて申し上げますが、第二は、新聞でもごらんになりますように、最近また特に人権じゅうりんの事実が頻発いたしております。なかんずく私も法務委員としても、国民に対して全くわびの申し上げようがないことは、真犯人が名乗って出ることによって誤判が明らかになっておるようなことが続出してゐることです。これはあたかも言葉で激しくすることを許されまするならば、警察なり検察なりというもののあり方が、全く間違つてゐるということを真犯人によって示されてゐるものだといつて過言でないように思ふのであります。この点については、私はかなり現法相のような識見の高い方が英断をもつて、そしてある程度まで高いレベルで責任をとらなければ、根絶はできないものだといふふうに考へております。外国においてこういう人権じゅうりんが根絶されたのは、やはり必ずしもその第一線の方々に、間違ひを犯された方々だけの責任にとどまらず、それを直接監督されておられます高いレベルにおいて責任がとられたために、第一線の方々がすべて戦慄せられて、いやしくもそういう人

権じゅうりんということが行われないように、一人の人権をじゅうりんすることを認識されておるのだと思ふ。日本では現場ぐらゐで解決されてゐるために、あつちで何とかおさまれば、また別のところで起るといふことがあるのじゃないか。それで、そういう意味で、私はこれは検察における最高責任者の態度というふうなものについても考へていただかなければならぬ点があるのではないかと思ひます。換事総長は先ごろ死刑廃止の問題について朝日新聞に論文を書かれて、日本には幸ひにして誤判がないというふうなことを言っておられる。こういう感覚は私は現在の日本のあり方にそぐつてゐるものであるかという非常に不安を感じます。そういう点において人権じゅうりんが重大な問題であり、第一線の方々が誤りを犯された場合には、その指導監督の責任者がやはりその進退を明らかにすべきであるといふように考へておりますが、御高見を伺わしていただきたいと思ひます。

それから最後に時間がないので簡単に申し上げますが、最近法律時報の四月号に逮捕状の発付と人権の保障という共同研究が、あるいは最高裁、あるいは地検、あるいは警視庁、あるいは弁護士その他の方々がいろいろ意見を述べられておられます。この中で、私も法務委員として一刻もゆるがせにすることができないと思ひます。は、やはり逮捕状の乱発の問題であります。なかんずくこの逮捕状を請求すべき資格のある方が、必ずしもその責任を十分自覚しておられないのじゃないか。それで警察官の方からお出しになつたのにめくら判を押して、そうして合法的な手続ができたのだと考へられ、逮捕状を請求すべきかどうかその内容をその責任を負つておられる方が御自身で検討なさつていないのじゃないかといふことが、ただいまの法律時報に現れております。これはまことに重大な問題でありまして、われわれが逮捕状を請求する資格と責任とを認めてゐる方が、その資格と責任との自覚がないといふことであるならば、これは全く國民に対して相済まない、こういうふうな点が、軽々しく逮捕状を出すというふうなことが行われてゐることは、日本の現在のあり方として一日も許さるべきことではないと思ひます。この点についてもどうぞお示しをいただきたいといふふうに考へます。御健康回復の途中でお引きとめをして長く申し上げることはなほはだおそれ入りますが、いずれもはなはだ悲しい問題でありますので、簡単にでつこうでございいますから、御方針を伺わしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(牧野良三君) 羽仁さんより重要な御質疑を受けました。まず第一の監獄法の改正であります。が、当局の意向としては年度内一ぱいどうしてもかかるといふことを、それをぜひ改めてほしい。そうして夏までには、案を整へることができるよう、ただいま常任に激勵してゐるのみならず、病中といへども保護並びに鑑別に関する全国の方々のお集まりの席上には出まして、その意見を私が特に述べ続けてきてゐるような次第であります。私のその点に関する心組みを御了承願ひたいと存じます。

第二の誤判の事件、これに對しましては第三の逮捕状の事件と關係いたしておりますが、全くどうも今までに思想的に欠陥がありました。檢察行政の根本に欠陥がありました。この点は非常に私は行き過ぎじゃないかと思ふような意見を批判をしてくれ、訓示じゃない、さつぱらんに批判をしてくれといふことを前提として、大胆に三回にわたる檢察官の会同で述べました。徐々に理解をしてくれて、改める一途に向ひつゝあるのではないかと思ひますが、なおこの点は御趣旨を体し、まして、日本の檢察行政が輝かしい別方面を現わすことのできますように御支援を賜りたいと存じます。

○赤松常子君 お医者様においでになるのに申しわけございせんけれども、一言御要望だけ申し上げます。それはやはり売春禁止法に関する最近の動きでございますけれども、ちよつと漏れ伺うところによりまして、実は二十日前後に衆議院に御提出に相なるようなお話を伺つたのでございしますが、まだこの審議会の答申案と与党とのいろいろ意見の調整中だといふお話を承わり、今日すでに二十六日でございますけれども、それがなかなかかかどらないといふことをちよつと伺つております。どうぞこの際一日も早く御提出いただきたいといふことが一つ。折柄赤線地帯の業者の人々が集団で自民党に御人党なさるといふような新聞記事もちらほら見えております。もちろんこれについてわれわれがかれこれ申す筋合いではない。政党的支持は自由でございますから、これをかれこれ申すのではないのですけれども、折も折こういう重大な法案を扱つておいでになる際に、そういう現象が現れるといふことは、何か國民一般が不明朗なものを感じてゐるわけでございますので、どうぞ早く意見の調整をなさつて御提出なさるようにつくられぬ御要望申し上げておきます。

○國務大臣(牧野良三君) お答え申し上げます。党内の調整に手間どつておるという事実は全然ございせん。ただ特殊の施設をする点においていたゞいた法律案で次の年度の予算を拘束するといふようなことがあつてはならない、そのために大蔵当局との折衝に手間どつておりますが、必ず提出をいたします。私といたしましては一日でもいから四月中に出すようにといふことを心せいでいたしておるのであります。一日ぐらゐおくれるかと存じますが、けさからそのことに没頭いたしております。

なお新聞が赤線区域の人の集団入党を報じておりますが、これは党議によりましてお断りすることにはつきりいたしております。世間の疑惑等を抱くような新聞報道といふものは、報道の不謹慎もあるかと思ひますが、そういうことを受けるということには党自身も自粛しなければならぬ、こう思ひまして、はつきりその点は党の幹部会において決定いたしました。どうぞ御安心をいただきたいと思ひます。

○理事(小林亦治君) それでは本日はこれで散會いたします。

午後零時四十三分散會

四月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律案(衆)

一、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律の施行に伴う裁判所法等の一部を改正する法律案(案)

売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 罪(第四条—第十三条)

第三章 売春の罪を犯した婦女に関する事件

第一節 通則(第十四条)

第二節 保安処分

第一款 通則(第十五条—第十七条)

第二款 調査及び審判(第十八条—第五十一条)

第三款 抗告(第五十二条—第五十五条)

第四款 雑則(第五十六条—第五十七条)

第五款 刑事手続に関する特例(第五十七條—第六十三條)

第四節 雑則(第六十四條)

第四章 婦人矯正院及び婦人鑑別所(第六十五條—第八十五條)

第五章 更生保護(第八十六條—第一百三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、売春及び売春をさせる行為に対する刑罰規定並びに売春をし又は売春をするおそれのある者に対する保安処分又は更生保護に関する規定を定めることによつて、風紀のびん乱の防止

並びに売春をし又は売春をするおそれのある者の改善及び更生保護を図り、もつて婦女の基本的な人権を擁護するとともに健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、婦女が対価を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することを用いる。

(本来の目的の逸脱の禁止)

第三条 この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱するようなことがあつてはならない。

第二章 罪

(売春等)

第四条 売春をした者又はその相手方となつた者は、三千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(勧誘)

第五条 売春の目的をもつて、公衆の目に触れるような方法で、自己の相手方となるように人を勧誘した者は、拘留又は科料に処する。

(売春の周旋等)

第六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 売春の周旋をした者

二 売春の周旋をする目的で、売春の相手方となるように人を勧誘した者

2 売春を行う場所を供与した者の罰金、また前項と同様とする。

3 常習として第一項又は前項の罪

を犯した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる行為)

第七条 婦女を欺き、若しくは困惑させて、又は親族、業務、雇用その他の特殊な関係を利用して売春をさせた者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が当該売春の対価の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第一項の未遂罪は、罰する。

(売春をさせる契約)

第八条 婦女に売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により、人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(売春施設の経営等)

第十条 売春を業とする婦女を常時居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を供与すること

を主たる目的とする施設を経営した者の罰金、また前項と同様とする。

3 前項の施設を管理した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の供与)

第十一条 情を知つて、前条第二項の施設の経営に要する資金、建物その他の財産上の利益を供与した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

(併科)

第十三条 第六条から第十一条までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができ。

第三章 売春の罪を犯した婦女に関する事件

第一節 通則

(準拠法例)

第十四条 第四条又は第五条の罪を犯した成人少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第一項に規定する成人をいう。である婦女に係る事件については、この法律で定めるもののほか、一般の例によるものとする。

第二節 保安処分

第一款 通則

(審判に付すべき者)

第十五条 前条に規定する婦女(以下この章及び第四章において「婦女」という。)は、家庭裁判所の審判に付する。

(判事補の職権)

第十六条 第三十二条の決定以外の

裁判は、判事補が一人であることができる。

(管轄)

第十七条 保安処分に係る事件の管轄は、婦女の行為地、住所、居所又は現在地による。

2 家庭裁判所は、調査及び審判の適正を期するため特に必要があると認めるときは、決定をもつて、事件を他の管轄家庭裁判所に移送することができる。

3 家庭裁判所は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもつて、これを管轄家庭裁判所に移送しなければならない。

第二款 調査及び審判

(検察官の送致)

第十八条 検察官は、婦人の被疑事件について捜査を遂げた結果、その者が婦女であると認料するときは、家庭裁判所の審判に付するため、これを管轄家庭裁判所に送致しなければならない。

(事件の調査)

第十九条 家庭裁判所は、前条の規定により事件の送致を受けたときは、当該事件について調査をしなければならない。

2 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、婦女又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる。

(調査の方針)

第二十条 前条の調査は、なるべく、

婦女の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識特に婦人鑑別所の鑑別の結果を活用して行ふように努めなければならない。

(附添人)

第二十一条 婦女は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人を選任することができる。ただし、弁護士を附添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

(呼出及び同行)

第二十二条 家庭裁判所は、事件の調査又は審判について必要があると認めるときは、婦女に対して、呼出状を発することが出来る。

2 家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に応じない者に対して、同行状を発することが出来る。

(緊急の場合の同行)

第二十三条 家庭裁判所は、婦女について調査及び審判をすることが緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要があると認めるときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該婦女に対して、同行状を発することが出来る。

(同行状の執行)

第二十四条 同行状は、家庭裁判所調査官が執行する。

2 家庭裁判所は、裁判所書記官、警察官又は保護観察官に同行状を執行させることができる。

3 家庭裁判所調査官、裁判所書記官、警察官又は保護観察官は、同行状を執行する場合において必要があるときは、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、婦女の搜索をすることが出来る。この場合には、搜索状は、必要としない。

4 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第百十一条、第百十二条、第百十四条及び第百十八

条の規定は、前項の規定により家庭裁判所調査官、裁判所書記官、警察官又は保護観察官がする搜索に準用する。ただし、急速を要する場合は、同法第百十四条第二項の規定によることを要しない。

(証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳)

第二十五条 家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることが出来る。

2 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳に関する規定は、事件の性質に反しない限り、前項の場合に準用する。

(検証、押収及び捜索)

第二十六条 家庭裁判所は、検証、押収又は捜索をすることが出来る。

2 刑事訴訟法中裁判所の行う検証、押収及び捜索に関する規定は、事件の性質に反しない限り、前項の場合に準用する。

(援助及び協力)

第二十七条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官又は保護司に対して、必要な援助をさせることができる。

2 家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。

(観護の措置)

第二十八条 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次に掲げる観護の措置をとることが出来る。

一 家庭裁判所調査官の観護に付すること。
二 婦人鑑別所に送致すること。
三 同行された婦女については、観

護の措置は、遅くとも、到着の時から二十四時間以内に行わなければならない。檢察官から勾留又は逮捕された婦女の送致を受けたときも、また同様とする。

3 第一項第二号の措置において、婦人鑑別所に収容する期間は、二週間をこえることはできない。

特に継続の必要があるときは、一回に限り、決定をもつて、更新することが出来る。

4 観護の措置は、決定をもつて、これを取り消し、又は変更することが出来る。ただし、第一項第二号の措置については、収容の期間は、通じて四週間をこえることはできない。

(婦人鑑別所送致の場合の仮収容)
第二十九条 家庭裁判所は、前条第一項第二号の措置をとつた場合において、直ちに婦人鑑別所に収容することが著しく困難であると認める事情があるときは、決定をもつて、婦女を仮に最寄の婦人矯正院又は拘留監(監獄法明治四十一年法律第二十八号)第一條第三項の規定により代用されるものを除く。以下同じ。)の特に区別した場所に収容することが出来る。ただし、その期間は、収容した時から七十二時間を超えてはできない。

第三十条 家庭裁判所は、事件について調査をした結果、更生保護に係る措置を相当であると認めるときは、決定をもつて、当該事件を権限を有する都道府県知事に送致しなければならない。

(審判を開始しない旨の決定)
第三十一条 家庭裁判所は、事件について調査をした結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

(檢察官への送致)
第三十二条 家庭裁判所は、事件について調査をした結果、その罪質及び情状に照して刑事処分を相当であると認めるときは、決定をもつて、当該事件を管轄裁判所に対応する檢察官の檢察官に送致しなければならない。

(審判開始の決定)
第三十三条 家庭裁判所は、事件について調査をした結果、審判を開始するのが相当であると認めるときは、審判を開始する旨の決定をしなければならない。

(審判の方式)
第三十四条 審判は、懇切を旨として、なごやかに行わなければならない。

2 審判は、公開しない。
(保安処分を付さない場合)
第三十五条 家庭裁判所は、事件について審判した結果、第三十条又は第三十二条にあたる場合であると認めるときは、それぞれ、第三十条又は第三十二条の決定をしなければならない。

2 家庭裁判所は、事件について審判をした結果、保安処分に付することができず、又は保安処分に付する必要があると認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

(保安処分の言渡)

第三十六条 家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保安処分の言渡をしなければならない。

一 保護観察所の保護観察に付すること。
二 婦人矯正院に送致すること。

2 前項第二号の保安処分は、六箇月以上三年以下の範囲において、当該保安処分に付すべき期間の短期と長期を定めて言い渡すものとする。

3 保安処分においては、保護観察所の長に家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。

(没収)

第三十七条 家庭裁判所は、婦女について、第三十条、第三十一条、第三十五条第二項又は前条第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没収することが出来る。

一 第四条又は第五条の犯罪行為に供し、又は供しようとした物
二 第四条の犯罪行為に係る対償として得た物
三 前号に記載した物の対価として得た物

2 没収は、その物が本人以外の者に属しないときに限る。ただし、

没収は、その物が本人以外の者に属しないときに限る。ただし、

犯罪の後、本人以外の者が情を知つてその物を取戻したときは、本人以外の者に属する場合であつても、これを没収することが出来る。

(家庭裁判所調査官の観察)

第三十八條 家庭裁判所は、保安処分決定をするため必要があると認めるときは、決定をもつて、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することが出来る。

2 家庭裁判所は、前項の観察とあわせて、次に掲げる措置をとることが出来る。

一 遵守事項を定めてその履行を命ずること。

二 条件をつけて親族に引き渡すこと。

三 適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること。

(決定の執行)

第三十九條 家庭裁判所は、第二十八條第一項第二号、第二十九條第一項、第三十條、第三十二條及び第三十六條第一項の決定をしたときは、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、法務事務官、法務教官、警察官又は保護観察官にその決定を執行させることが出来る。

2 家庭裁判所は、前項の決定を執行するため必要があるときは、本人に対して、呼出状を発することが出来る。

3 家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に応じない者に対して、同行状を発することが出来る。

4 家庭裁判所は、本人に対し第一項の決定を執行することが緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要があると認めるときは、前項

の規定にかかわらず、その者に対して、同行状を発することが出来る。

5 第二十四條の規定は、前二項の同行状に準用する。

(婦人鑑別所収容の一時継続)

第四十條 家庭裁判所は、第二十八條第一項第二号の措置がとられてゐる事件について、第三十條から第三十二條まで、第三十五條第二項又は第三十六條第一項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、本人を引き続き相当期間婦人鑑別所に収容することが出来る。ただし、その期間は、七日をこえることは出来ない。

(同行状の執行の場合の仮収容)

第四十一條 第三十六條第一項第二号の決定を受けた者に対して第三十九條第三項又は第四項の同行状を執行する場合において、必要があるときは、本人を仮に最寄の婦人鑑別所に収容することが出来る。

(仮退院)

第四十二條 第三十六條第一項第二号の保安処分が付された者については、当該保安処分の期間の短期の三分の一を経過した後、地方更生保護委員会の決定をもつて、仮退院を許すことが出来る。

(仮退院期間の終了)

第四十三條 前条の規定により仮退院を許された者が、仮退院をした後、当該保安処分の期間の長期を経過する前に、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)第四十三條の二第一項の規定によ

る婦人矯正院に戻して収容すべき旨の決定を受けることなく、仮退院前に第三十六條第一項第二号の決定により収容された期間と同一の期間を経過したときは、その経過の時に、当該保安処分は終了したものとす。

(適合する処分の調整)

第四十四條 保安処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定したときは、当該保安処分の決定をした家庭裁判所は、相当であると認めるときは、決定をもつて、当該保安処分の決定を取り消すことが出来る。

2 保安処分の継続中、本人に対して新たな保安処分の決定があつたときは、当該新たな保安処分の決定した家庭裁判所は、前の保安処分の決定をした家庭裁判所の意見を聞いて、決定をもつて、いずれかの保安処分の決定を取り消すことが出来る。

(刑の執行と保安処分)

第四十五條 保安処分の継続中、罰金及び科料以外の刑が確定したときは、先に刑を執行する。罰金及び科料以外の刑が確定してその執行前保安処分の決定があつたときも、また同様とする。

(保安処分の決定の取消)
第四十六條 保安処分の継続中、本人に対し審判権がなかつたことを認めるに足る十分な資料を新たに発見したときは、当該保安処分の決定をした家庭裁判所は、決定をもつて、当該保安処分の決定を取り消さなければならない。

2 保護観察所又は婦人矯正院の長

は、保安処分の継続中の者について、前項の事由があることを疑うに足る資料を発見したときは、当該保安処分の決定をした家庭裁判所に對し、その旨の通知をしなければならない。

3 家庭裁判所は、婦人矯正院に収容中の者に係る保安処分の決定を第一項の規定により取り消した場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、その者を引き続き婦人矯正院に収容することが出来る。ただし、その期間は、三日をこえることは出来ない。

(報告又は意見の提出)

第四十七條 家庭裁判所は、第三十六條第一項又は第三十八條第一項の決定をした場合において、保護観察所若しくは婦人矯正院又は施設、団体若しくは個人に対して、当該婦女に関する報告又は意見の提出を求めることが出来る。

(委託費用の支給)

第四十八條 家庭裁判所は、第三十八條第二項第三号の措置をとつたときは、当該施設、団体又は個人に対して、当該補導の委託によつて生じた費用の全部又は一部を支給することが出来る。

(証人等の費用)

第四十九條 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することが出来る。

3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなし

て、第一項の規定を適用する。

(保護司の費用)

第五十條 家庭裁判所は、第二十七條第一項の規定により保護司に調査及び観察の援助をさせた場合には、最高裁判所の定めるところにより、その費用の全部又は一部を支給することが出来る。

(費用の徴収)

第五十一條 家庭裁判所は、婦女から、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、参考人又は補導を委託されたもの若しくは保護司に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用及び婦人鑑別所又は婦人矯正院において生じた費用の全部又は一部を徴収することが出来る。

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百八條の規定を準用する。この場合において、「檢察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替へるものとする。

第三款 抗告

(抗告)

第五十二條 保安処分の決定に対しては、当該決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、本人又はその附添人は、当該決定の告知があつた日から二週間以内に、抗告をすることが出来る。ただし、附添人は、本人の明示した意思に反して、抗告をすることは出来ない。

(抗告審の裁判)

第五十三條 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗

告を棄却しなければならない。

2 抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原決定を取り消し、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の管轄家庭裁判所に移送しなければならない。

(執行の停止)

第五十四条 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもつて、執行を停止することができる。

(再抗告)

第五十五条 抗告を棄却した決定に対しては、憲法に違反し、若しくは最高裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、本人又はその附添人は、最高裁判所に對し、当該決定の告知があつた日から二週間以内に、特に抗告をすることが出来る。ただし、附添人は、本人の明示した意思に反して、抗告をすることはできない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

第四款 雜則

(その他の事項)

第五十六条 この節で定めるもののほか、婦女の保安処分に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

第三節 刑事手続に関する特例

(検察官へ送致後の取扱)

第五十七条 家庭裁判所が第三十二条の規定により事件を検察官に送致したときは、次の例によるものとする。

一 第二十八条第一項第一号の措置は、検察官が事件の送致を受けた日から十日以内に公訴が提起されないときは、その効力を失う。公訴が提起されたときは、裁判所は、検察官の請求により、又は職権で、いつでも、これを取り消すことができる。

二 前号の措置の継続中、勾留状が發せられたときは、その措置は、これによつてその効力を失う。

三 第二十八条第一項第二号の措置は、これを勾留とみなし、その期間は、検察官が事件の送致を受けた日から起算する。この場合において、当該事件が先に勾留状を發せられた事件であるときは、その期間は、延長することはできない。

四 検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると認料するときは、公訴を提起しなければならない。

五 弁護士である附添人は、弁護人とみなす。

(保安処分の効力)

第五十八条 保安処分の決定があつたときは、審判を経た事件について、刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することはできない。

(時効の停止)

第五十九条 第十八条の規定により家庭裁判所が事件の送致を受けた時から保安処分の決定が確定するまで、公訴の時効は、その進行を停止する。

(取扱の分離等)

第六十条 婦女である被疑者又は被

告人は、他の被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接触を避けなければならない。

2 婦女に對する被告事件は、他の被告事件と関連する場合にも、審理の妨げとならない限り、その手続を分離しなければならない。

3 拘留監において、婦女を第四十条又は第五十条の罪以外の罪を犯した者と分離して収容しなければならない。

4 婦女を勾留する場合には、婦人鑑別所に拘禁することができる。

(審理の方針)

第六十一条 婦女に對する刑事事件の審理は、第二十条の趣旨に従つて行われなければならない。

(婦人鑑別所収容中の日数)

第六十二条 第二十八条第一項第二号の措置がとられた場合においては、婦人鑑別所に収容中の日数は、未決勾留の日数とみなす。

(家庭裁判所への移送)

第六十三条 裁判所は、事実審理の結果、婦女である被告人を保安処分にするのが相当であると認めるときは、決定をもつて、当該事件を管轄家庭裁判所に移送しなければならない。

第四節 雜則

(記事等の掲載の禁止)

第六十四条 家庭裁判所の審判に付された婦女又は公訴を提起された婦女については、氏名、年令、職業、住所又は居所、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるよう記事又は写真等新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

第四章 婦人矯正院及び婦人鑑別所

(婦人矯正院)

第六十五条 婦人矯正院は、第三十六条第一項第二号の決定により送致された者を収容し、これに矯正教育を授ける施設とする。

2 婦人矯正院は、国立とし、法務大臣が管理する。

3 法務大臣は、婦人矯正院を適當に維持し、かつ、完全な監査を行う責任を負う。

(矯正教育)

第六十六条 婦人矯正院における矯正教育は、在院者を社会生活に適應させるため、その自覚に訴へ、道徳的觀念の高揚及び衛生思想の向上を図るとともに、規律ある生活のもとに、職業の輔導、適當な訓練及び医療を授けるものとする。

(在院者の処遇)

第六十七条 在院者の処遇には段階を設け、その改善、進歩等の程度に応じて、順次に向上した取扱をしなければならない。ただし、成績が特に不良なものについては、その段階を低下することができ

る。

(賞)

第六十八条 婦人矯正院の長は、在院者が善行をなし、成績を向上し、又は一定の技能を習得した場合に、賞を与えることができる。

2 前項の賞は、証明書、記章等の賞與又は特別外出等の殊遇とする。ただし、婦人矯正院の長は、法務大臣の承認を得て、他の賞を与えることができる。

3 ひとたび与えた賞は、いかなる

場合にも、これを没収してはならない。

(懲戒)

第六十九条 婦人矯正院の長は、規律に違反した在院者に対して、次に掲げる範囲に限り、懲戒を行うことができる。

一 嚴重な訓戒を加えること。
二 成績に對して通常与える点数より減じた点数を与えること。
三 二十日をこえない期間、衛生的な單獨室で謹慎させること。

2 懲戒は、本人の心身の状況に注意して行われなければならない。

(手当金)

第七十条 在院者が矯正教育を受けるに際して、けがをし、又は病氣にかつた場合において、これによつて死亡したとき、又はなおつたとき身体に障害が残ることが明らかとなるときは、法務省令の定めるところにより、手当金を与えることができる。

2 在院者が死亡した場合の手当金は、死亡した者の遺族に与える。

(領置)

第七十一条 婦人矯正院の長は、在院者の所持する金銭、衣類その他の物を領置したときは、これを安全に保管しなければならない。

(移送)

第七十二条 婦人矯正院の長は、矯正教育の便宜その他の理由により在院者を他の婦人矯正院に移送する必要があると認めるときは、その婦人矯正院の所在地を管轄する矯正管区の長の認可を得て、移送することができる。

2 前項の規定により在院者を他の

婦人矯正院に移送した場合においては、移送した婦人矯正院の長は、すみやかに、本人を送致した家庭裁判所にその旨を通知しなければならない。

3 在院者が第三十六條第一項第二号の保安処分期間の短期の三分の一を経過したる在院者を第一項の規定により他の婦人矯正院に移送した場合においては、移送した婦人矯正院の長は、すみやかに、その婦人矯正院の所在地を管轄する地方更生保護委員会にその旨を通知しなければならない。

(収容継続)

第七十三條 婦人矯正院の長は、在院者が、第三十六條第一項第二号の保安処分期間の長期を経過しても、その心身に著しい故障があるため退院させるに不適当であると認めるときは、本人を送致した家庭裁判所に対して、その収容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならない。

2 家庭裁判所は、前項の申請があつた場合において、当該在院者が同項の状況にあると認めるときは、期間を定めて、収容を継続すべき旨の決定をしなければならない。

3 前項の期間は、一年をこえることはできない。ただし、送致の時から三年をこえることとなつてはならない。

4 婦人矯正院の長が第一項の申請をした場合には、当該保安処分の期間の長期を経過しても、家庭裁判所から決定の通知があるまで収容を継続することができる。

(退院の申請)

第七十四條 婦人矯正院の長は、第三十六條第一項第二号の保安処分期間の短期が経過したる在院者について第六十六條に規定する矯正教育の目的が達せられたと認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院の申請をしなければならない。

(仮退院の申請)

第七十五條 婦人矯正院の長は、第三十六條第一項第二号の保安処分の期間の短期の三分の一を経過し、かつ、処遇の最高段階に向上したる在院者について、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、仮退院の申請をしなければならない。

(援助)

第七十六條 婦人矯正院の長は、地方更生保護委員会、保護観察所の長又は婦女を送致した家庭裁判所に対し、当該婦女の心身の状況、家庭、交友関係その他環境の状況等について、調査書の提出その他必要な援助を求めることができる。

2 婦人矯正院の長は、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

3 婦人矯正院の長は、当該婦人矯正院の所在地を管轄する矯正管区の長の承認を得て、学校、病院、事業所又は学識経験のある者に委嘱して、矯正教育の援助をさせることができる。

4 婦人矯正院の長は、事業所又は学識経験のある者に委嘱して婦人

矯正院以外の施設において在院者に対する職業の補導を援助させる場合には、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定に従うことを要し、かつ、在院者に賞与金が支払われるときは、これを全部当該在院者に支給しなければならない。

(連戻し)

第七十七條 在院者が逃走したときは、婦人矯正院の職員は、これを連れ戻すことができる。婦人矯正院の職員による連戻しが困難である場合において、婦人矯正院の長から連戻しについて援助を求められた警察官も、また同様とする。

2 在院者が逃走した時から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければならない。連戻しに着手することができない。

3 前項の連戻状は、婦人矯正院の長の請求により、当該婦人矯正院の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。

4 連戻し及び連戻状については、連戻しの性質に反しない限り、第十六條、第五十六條及び第七十九條の規定を準用する。この場合において、第七十九條中「婦人矯正院に収容中の者」とあるのは、「婦人矯正院から逃走した者」と読み替へるものとする。

(手錠の使用)

第七十八條 在院者が逃走、暴行又は自殺をするおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、手錠を使用することができる。

2 手錠は、婦人矯正院の長の許可を受けなければならない。使用してはならない。ただし、緊急を要する状態にあつて、その許可を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 手錠の製式は、法務省令で定める。

(婦人矯正院に収容中の者を同行する場合の仮収容)

第七十九條 婦人矯正院に収容中の者を同行する場合において、やむを得ない事由が生じたときは、最寄の婦人鑑別所又は拘留監の特に区別した場所に、仮にこれを収容することができる。

(旅費及び衣類の給与)

第八十條 婦人矯正院から退院し、又は仮退院する者が帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、旅費又は衣類を給与することができる。

(死亡者の遺留金品)

第八十一條 婦人矯正院の長は、収容中に死亡した者の遺留金品について、死亡した者の親族から請求があつたときは、請求人にこれを交付しなければならない。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

(逃走者の遺留金品)

第八十二條 婦人矯正院に収容中に逃走した者の遺留金品は、逃走の日から一年以内に本人の居所が分明しないときは、国庫に帰属する。

(処遇に関する事項)

第八十三條 この章で定めるもののほか、在院者の処遇に関し必要な

事項は、法務省令で定める。

2 婦人矯正院の長は、法務大臣の認可を受けて、在院者の処遇に関する細則を定めることができる。

(婦人鑑別所)

第八十四條 婦人鑑別所は、第二十八條第一項第二号の決定により送致された者を収容するとともに、家庭裁判所の行う婦女に対する調査及び審判並びに保安処分の執行に資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づいて、当該婦女の資質の鑑別を行う施設とする。

(準用規定)

第八十五條 第六十五條第二項及び第三項、第七十一條、第七十六條第二項及び第三項並びに第七十七條から第八十三條までの規定は、婦人鑑別所に準用する。この場合において、これらの規定中「婦人矯正院」とあるのは「婦人鑑別所」と、第七十六條第三項中「矯正教育」とあるのは「婦女の資質の鑑別」と、第七十九條中「最寄の婦人鑑別所」とあるのは「最寄の婦人矯正院」と、それぞれ、読み替へるものとする。

第五章 更生保護

(実施機関及び要保護者)

第八十六條 都道府県知事は、次の各号に掲げる者（以下「要保護者」という。）に対して、この章の定めるところにより、更生保護の措置をとらなければならない。

一 第三十條又は少年法第十八條第一項の決定により家庭裁判所から送致された者

二 行政機関又は社会福祉に關す

る施設によつて、その施行又は環境に照して売春をするおそれのある者であることを発見された者

2 更生保護の措置は、居住地を有する要保護者についてはその居住地の都道府県知事が、居住地を有しないか、又は明らかでない要保護者についてはその所在地の都道府県知事が行うものとする。

3 都道府県知事は、更生保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を婦人相談所長その他当該都道府県知事の管理に属する行政庁に委任することができる。

(更生保護の措置)

第八十七条 都道府県知事は、要保護者について、次の各号に掲げる更生保護の措置をとらなければならない。

- 一 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設(厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)に基づく国立病院及び国立療養所(保健所法(昭和二十二年法律第一号)に基づく保健所並びに医療法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する病院及び診療所をいう。)に紹介すること。
- 二 職業補導又は就職あつ旋を必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。
- 三 心身又は環境の状況にかんがみ、婦人保護施設への収容を必要とする要保護者に対しては、当該都道府県知事の統轄する都道府県設置する婦人保護施設に収容し、又は他の者の設置する

る婦人保護施設に紹介すること。
四 前三号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。

2 前項に規定する医療保健施設又は公共職業安定所は、同項第一号又は第二号の規定による都道府県知事の紹介があつたときは、当該要保護者の更生保護のために協力しなければならない。

(婦人相談所の設置及び業務)

第八十八条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 婦人相談所は、要保護者の更生保護に関する事項について、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 要保護者に関する各般の問題につき、本人、その家庭その他からの相談に応ずること。
 - 二 要保護者及びその家庭につき、必要な調査を行い、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基いて要保護者の資質の鑑別を行い、及びこれらに附随して必要な指導を行うこと。
 - 三 要保護者の一時保護を行うこと。
 - 四 要保護者が婦人旅費又は相当の衣類を持たないときは、これに旅費又は衣類を給与すること。
 - 五 売春の防止のため世論の啓蒙に努めること。
- (婦人相談所の職員)
第八十九条 婦人相談所に、所長及び所員を置く。
2 所長は、都道府県知事の監督を受けて、所務をつかさどる。

3 所員は、所長の監督を受け、前条第二項に規定する業務をつかさどる。
4 婦人相談所には、第一項に規定するもののほか、必要な職員を置くことができる。

第九十条 婦人相談所の所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員とする。
2 所長は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

一 医師であつて、精神衛生に關して学識経験を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者

三 前各号に準ずる者であつて、所長として必要な学識経験を有するもの

3 資質の鑑別をつかさどる所員の中には、前項第一号又は同号に係る同項第三号に該当する者及び同項第二号又は同号に係る同項第三号に該当する者が、それぞれ、一人以上含まなければならない。

(一時保護施設の設置)

第九十一条 婦人相談所には、必要に応じ、要保護者を一時保護する施設を設けなければならない。

(婦人保護施設の設置)

第九十二条 国は、婦人保護施設を設置しなければならない。

2 都道府県は、厚生大臣の認可を受けて、婦人保護施設を設置することができる。

3 市町村その他の者は、都道府県知事の認可を受けて、婦人保護施設を設置することができる。

知事の認可を受けて、婦人保護施設を設置することができる。
4 婦人保護施設には、要保護者の更生保護に関する事業に従事する者の養成施設(以下「養成施設」という。)を附置することができる。

ただし、都道府県又は市町村がこれを附置する場合には、それぞれ、厚生大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 婦人保護施設の種類の、政令で定める。

(施設の基準)

第九十三条 厚生大臣は、婦人保護施設及び養成施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

(監督)

第九十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、都道府県又は市町村その他の者が設置する婦人保護施設及び養成施設について、前条の基準を維持し、かつ、その運営を適切にするため、必要があるときは、当該施設の長から報告を求め、又は当該職員をして、実地につき監督させることができる。

(認可の取消)

第九十五条 婦人保護施設又は養成施設の設備又は運営が第九十三条の基準にそわなくなつたと認められるときは、都道府県は、設置したもののについては厚生大臣が、市町村その他の者の設置したものについては都道府県知事が、それぞれ、第九十二条第二項から第四項までの規定による認可を取り消すことができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定による認可の取消をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならない。

前項の規定による認可の取消をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならない。

(収容)

第九十六条 国又は婦人保護施設を設置した都道府県若しくは市町村その他の者は、要保護者の申請があつたとき、又は第八十七条第一項第三号の規定による都道府県知事の紹介があつたときは、当該要保護者をその設置する婦人保護施設に収容しなければならない。ただし、その施設の収容能力その他の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

(市町村の費用の支弁)

第九十七条 市町村が設置する婦人保護施設又は養成施設の設置及び運営に要する費用は、市町村の支弁とする。

(都道府県の費用の支弁)

第九十八条 要保護者の更生保護について、この章において規定する事項に要する費用のうち、次の各号に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

- 一 都道府県が設置する婦人相談所の設置及び運営に要する費用
 - 二 都道府県知事が行う更生保護の措置に要する費用
 - 三 都道府県が設置する婦人保護施設又は養成施設の設置及び運営に要する費用
- (都道府県の費用の負担)
第九十九条 都道府県は、第九十七条の規定により市町村が支弁した費用のうち、婦人保護施設又は養成施設の設置に要する費用については、その四分の三を負担する。

(国の負担)
第百条 国は、第九十八条の規定により都道府県が支弁する費用について、次の各号に掲げるものを負担する。

一 第九十八条第一号の費用のうち、その運営に要する費用について、その十分の八

二 第九十八条第二号の費用について、その十分の五

三 第九十八条第三号の費用のうち、その設置に要する費用について、その十分の五、その運営に要する費用についてはその十分の八

四 前条の規定により都道府県が負担する費用については、その三分の二

(訴訟)

第百一条 この章の規定又はこれに基づいて発する命令の規定により厚生大臣又は都道府県知事のした処分に不服がある者は、厚生大臣に訴願をすることができ、

(非課税等)

第百二条 都道府県、市町村その他の公共団体は、次の各号に掲げる建物及び土地に対しては、租税その他の公課を課することはできない。

一 主として婦人保護施設のために使用する建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として婦人保護施設のために使用する土地

(命令への委任)

第百三条 この章で定めるもののほか、婦人相談所の管轄区域その他婦人相談所に關し必要な事項、婦

人保護施設及び養成施設に關し必要な事項その他要保護者の更生保護に關し必要な事項は、命令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、各規定について、公布の日から起算して一年をこえない範囲内で政令で定める。

(婦女に売淫をさせた者等の処罰に關する勅令の廃止)

2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に關する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、廃止する。ただし、この項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令はこの項の規定の施行後も、なおその効力を有する。

売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に關する法律の施行に伴う裁判所法等の一部を改正する法律案

売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に關する法律の施行に伴う裁判所法等の一部を改正する法律案

(裁判所法の一部改正)
第一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第一項に次の一号を加える。

四 売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に關する法律

(昭和三十一年法律第 号)
第十四条に規定する婦女の保安処分に係る事件の審判

第六十一条の二第二項中「第二号」を「第二号及び第四号」に改める。

(裁判所職員定員法の一部改正)

第二条 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「四七二人」を「五〇六人」に、「七三〇人」を「七四六人」に改める。

第二条中「二万九千八百四十六人」を「二万二千九百九十六人」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第三条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号及び第十三条の五第一項中及び少年鑑別所を「一、婦人矯正院、少年鑑別所及び婦人鑑別所」に改め、第十三条の十六を第十三条の十七とし、第十三条の五から第十三条の十五までを順次一条ずつ繰り下げ、第十三条の四の次に次の一条を加える。

第十三条の五 婦人矯正院及び婦人鑑別所については、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に關する法律(昭和三十一年法律第 号)の定めるところにより、その名称及び位置は、別表五の二の通りとする。

法務大臣は、必要と認めるときは、婦人矯正院の分院及び婦人鑑別所の分所を置くことができる。

婦人矯正院及び婦人鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法

務省令でこれを定める。
第十七条中「第十三条の十六」を

「第十三条の十七」に改める。
別表五の次に次の一表を加える。

(別表) 五の二

名 称	位 置
東京婦人矯正院	東京都
横浜婦人矯正院	横浜市
前橋婦人矯正院	前橋市
大阪婦人矯正院	大阪市
神戸婦人矯正院	神戸市
名古屋婦人矯正院	名古屋市
広島婦人矯正院	広島市
福岡婦人矯正院	福岡市
長崎婦人矯正院	長崎市
仙台婦人矯正院	仙台市
札幌婦人矯正院	札幌市
高松婦人矯正院	高松市
東京婦人鑑別所	東京都
横浜婦人鑑別所	横浜市
浦和婦人鑑別所	浦和市
千葉婦人鑑別所	千葉市
水戸婦人鑑別所	水戸市
宇都宮婦人鑑別所	宇都宮市
前橋婦人鑑別所	前橋市
静岡婦人鑑別所	静岡市
甲府婦人鑑別所	甲府市
長野婦人鑑別所	長野市
新潟婦人鑑別所	新潟市

大阪婦人鑑別所	大阪市
京都婦人鑑別所	京都市
神戸婦人鑑別所	神戸市
奈良婦人鑑別所	奈良市
大津婦人鑑別所	大津市
和歌山婦人鑑別所	和歌山市
名古屋婦人鑑別所	名古屋市
津婦人鑑別所	津市
岐阜婦人鑑別所	岐阜市
福井婦人鑑別所	福井市
金沢婦人鑑別所	金沢市
富山婦人鑑別所	富山市
広島婦人鑑別所	広島市
山口婦人鑑別所	山口市
岡山婦人鑑別所	岡山市
鳥取婦人鑑別所	鳥取市
松江婦人鑑別所	松江市
福岡婦人鑑別所	福岡市
佐賀婦人鑑別所	佐賀市
長崎婦人鑑別所	長崎市
大分婦人鑑別所	大分市
熊本婦人鑑別所	熊本市
鹿児島婦人鑑別所	鹿児島市
宮崎婦人鑑別所	宮崎市
仙台婦人鑑別所	仙台市
福島婦人鑑別所	福島市
山形婦人鑑別所	山形市

盛岡婦人鑑別所	盛岡市
秋田婦人鑑別所	秋田市
青森婦人鑑別所	青森市
札幌婦人鑑別所	札幌市
函館婦人鑑別所	函館市
旭川婦人鑑別所	旭川市
釧路婦人鑑別所	釧路市
高松婦人鑑別所	高松市
徳島婦人鑑別所	徳島市
高知婦人鑑別所	高知市
松山婦人鑑別所	松山市

(行政機関職員定員法の一部改正)
第四条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表の法務省の項中「四、九三三人」を「四二、四二三人」に、「四三、五七〇人」を「四四、〇七〇人」に改め、同表の合計の項中「六四一、〇二八人」を「六四一、五二八人」に改める。
(少年法の一部改正)
第五条 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第十八条の見出しを「児童福祉法の措置等」に改め、同条第一項中「児童福祉法の規定による措置」の下に「又は売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の規定による更生保護の措置を加える。
第四十九条に次の一項を加える。

4 拘留監においては、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第四十条又は第五十条の罪を犯した女子である少年を他の少年と分離して収容しなければならない。
(少年法の一部改正)
第六条 少年法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第十四条の二の次に次の一条を加える。
第十四条の三 少年院においては、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律第四十条又は第五十条の罪を犯した女子である少年を他の少年と分離して収容しなければならない。
(犯罪者予防更生法の一部改正)
第七条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部

を次のように改正する。
第十二条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律(昭和三十一年法律第 号)
第三十六条第一項第二号の保安処分につき、その保安処分は終了したものとすの処分を行うこと。
第二十八条後段を次のように改める。
少年院の在院者の在院が六月に及んだとき、又は婦人矯正院の在院者の在院が当該保安処分の期間の短期の三分の一に及んだとき、少年院の長又は婦人矯正院の長についても同様とする。
第二十九条第一項中「少年院の長」の下に「又は婦人矯正院の長」を加え、同条第二項中「又は少年院の長を、少年院の長又は婦人矯正院の長」に改める。
第三十二条中「監獄又は少年院の長」を「監獄の長、少年院の長又は婦人矯正院の長」に改める。
第三十三条第一項第二号中「少年院」の下に「又は婦人矯正院」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律第三十六条第一項第一号の保安処分を受けた者
第三十三条第二項中「又は少年法第五十九条第一項、第二項若しくはこの法律の第四十八条第一項

の規定によつて定められた刑の終
期の経過後を「若しくは少年法第
五十九條第一項、第二項若しくは
この法律の第四十八條第一項の規
定によつて定められた刑の終期の
経過後又は第四十七條の第二項
の規定による保安処分を終了後」
に改める。

第三十三條第四項中「前項」を
「前二項」に改め、同項を同條第五
項とし、同條第三項の次に次の一
項を加える。

4 第一項第二号に掲げる者の保
護観察の期間は、二年とする。

第三十八條第一項中「保護処分」
の下に「又は売春に係る処罰、保
安処分及び更生保護に関する法律
第三十六條第一項第一号の保安処
分」を加える。

第四十三條の見出しを「少年院
からの仮退院者に対する措置」に
改め、同條第一項中「二十歳に
満たない仮退院中の者」を「少年院
から仮退院中の者であつて二十三
歳に満たないもの」に、同條第二
項中「二十歳以上の仮退院中の
者」を「少年院からの仮退院中の者
であつて二十歳以上のもの」に改
め、同條の次に次の一条を加える。
(婦人矯正院からの仮退院者に対
する措置)

第四十三條の二 婦人矯正院から仮
退院中の者が、遵守すべき事項を
遵守しなかつたときは、地方委員
会は、保護観察所の長の申請によ
り、保安処分の期間の長期を経過
するまで、これを婦人矯正院に戻
して収容すべき旨の決定をすること
ができる。その地方委員会のす

る決定は、審理を経た後にするも
のとする。

2 地方委員会が前項の規定により
婦人矯正院に戻して収容すべき旨
の決定をしたときは、仮退院中の
日数は、保安処分の期間に算入し
ない。

第四十五條第一項中「申請」の下に
「、第四十三條の二第一項の決定」を
加え、同條第二項中「若しくは少年
鑑別所」を、「少年鑑別所若しくは婦
人鑑別所」に改め、同條第四項を次の
ように改める。

4 婦人矯正院から仮退院中の者又
は仮出獄中の者が第二項の規定に
より留置されたときは、その留置
の日数は、婦人矯正院に戻して収
容すべき旨の決定又は仮出獄の取
消の決定があつた場合において
も、保安処分の期間又は刑期に算
入する。

第四十七條の見出しを「少年院か
らの退院の許可」に改め、同條第一
項中「仮退院中の者」を「少年院から
仮退院中の者」に改め、同條の次に次
の一条を加える。
(保安処分の終了)

第四十七條の二 売春に係る処罰、
保安処分及び更生保護に関する法
律第三十六條第一項第二号の保安
処分の言渡を受けた者につき、仮
退院中にその保安処分の期間の短
期が経過した場合において、保護
観察中の成績から見て相当と認め
るときは、地方委員会は、保護観察
所の長の申請により、決定をもつ
て、保安処分を終了したものとす
ることができる。その者の保安処分
の期間の短期が、仮退院前に経過

した場合においても、同様とする。

2 売春に係る処罰、保安処分及び
更生保護に関する法律第三十六條
第一項第二号の保安処分の言渡を
受け、その保安処分の期間の短期
が経過した在院者につき、婦人矯
正院の長から同法第七十四條の規
定により退院の申請があつた場合
において、これを相当と認めると
きは、地方委員会は、決定をもつ
て、退院を許さなければならぬ。

3 前二項の規定により保安処分は
終了したものとする決定又は退院
を許す決定をしたときは、その旨
の証明書を本人に交付しなければ
ならない。

第五十二條中「又は少年院」を「
少年院又は婦人矯正院」に改める。

第五十五條の二第三項中「監獄又
は少年院の長」を「監獄の長、少年院
の長又は婦人矯正院の長」に改める。

第五十七條第二項中「及び少年院
の長を、少年院の長及び婦人矯正
院の長」に改める。

第五十八條第一項中「第四十八條」
を「第四十七條の二第一項及び第四
十八條」に改める。

(刑事補償法の一部改正)

第八條 刑事補償法(昭和二十五
年法律第一号)の一部を次のように
改正する。

第一條第一項中「少年法(昭和二
十三年法律第六十八條)」の下に
「、売春に係る処罰、保安処分及び
更生保護に関する法律(昭和三十
一年法律第 号)」を加える。
(公職選挙法の一部改正)

第九條 公職選挙法(昭和二十五年
法律第百号)の一部を次のように

改正する。

第四十九條第三号中「若しくは
少年院」を、「少年院若しくは婦人
矯正院」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十條 厚生省設置法(昭和二十四
年法律第百五十一号)の一部を次
のように改正する。

第五條第五十二号の四の次に次
の一号を加える。

五十二の五 売春に係る処罰、
保安処分及び更生保護に関する
法律(昭和三十一年法律第
号)の定めるところによ
り、婦人保護施設等の設備及
び運営について、基準を定め、
及び監督を行い、並びに婦人
保護施設等の設置を認可し、
又はその認可を取り消すこと。

第十二條第七号の二の次に次の
一号を加える。

七の三 売春に係る処罰、保安
処分及び更生保護に関する法
律に規定する要保護者の更生
保護事業を実施し、その助長
及び監督を行うこと。

(精神衛生法の一部改正)

第十一條 精神衛生法(昭和二十五
年法律第百二十三号)の一部を次
のように改正する。

第二十六條中「及び少年鑑別所」
を、「婦人矯正院、少年鑑別所及び
婦人鑑別所」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第十二條 社会福祉事業法(昭和二
十六年法律第四十五号)の一部を
次のように改正する。

この法律の施行期日は、公布の日
から起算して一年をこえない範囲内
で政令で定める。

附則

七の三 売春に係る処罰、保安処
分及び更生保護に関する法律
(昭和三十一年法律第 号)
に規定する要保護者の更生保
護に要する経費

昭和三十一年五月一日印刷

昭和三十一年五月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局